



貧困の再生産防止試案

—社会への包摂による貧困の根絶—

山口総合政策研究所

所長

山口 克也

何が課題か

- 「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会」を実現するために、学校の現場、保育の現場で、さまざまな専門家が努力をしている。しかし、富（とその背後にある人間の評価）が、学歴と社会的地位で蓄積される社会の中においては、貧困な家庭の子どもには高等教育への門が、さまざまな面で閉ざされ、高収入の職業への道が事実上閉ざされている。
- 貧困を経験した子どもたちが、高収入の職業への道を事実上諦めている中で、「勉強すれば、社会の上を目指せる」という言葉には説得力がなく、「こんな素晴らしい社会があるから、みんなでそこに行こう」といえるように社会の形を変えなくてはならないのではないだろうか。少なくとも学校生活、社会生活において、子どもたちが貧困と劣等感、疎外感に打ちひしがれることなく、楽しく幸せな人生がおくれるような社会をつくらなくてはならない。もちろん現在の日本の所得の再分配のシステムは正常に働いていない。現状を確認したうえで、様々な改善策を示す。
- 物資的、金銭的に豊かでないということと、不幸、悲惨であるという状況が全く異なることは、ブータンの例をあげるまでもなく、明らかである。大切なのは、「包摂」(inclusion) である。疎外されていないことである。この点についても少し述べたい。

現在の日本の貧困（貧困率と、その原因） 1

「就学援助費受給率」

就学援助費とは、低所得世帯の子どもの義務教育にかかる費用（給食費、学用品費、修学旅行費、PTA会費など）を国と自治体が支援する制度。この制度の対象者を貧困と呼ぶ場合がある。各自治体が設定した所得制限があり、おおむね、生活保護制度の、生活保護基準額（夫婦+子一人の場合、東京都区部では月額16万6810円、地方都郡部では、13万3120円）の1.1倍から1.3倍に設定されている。

就学援助費の受給率は、1997年度には公立中学校に通う子供の6.6%であったのが、**2011年度には15.58%**まで増加している。大阪府は日本一高く27.39%、一番低い静岡県は、5.98%。

「相対的貧困率」

より確立された統計手法として、OECD、EU、ユニセフなどの国際機関でもちいられている。厚生労働省の「国民生活基礎調査」や総務省統計局の「全国消費実態調査」などの大規模な公的調査を用いて算出されている。子どもの相対的貧困率をみると1985年の10.9%から**2009年の15.7%**へと上昇している。

現在の日本において「機会の平等」は存在しない。医療サービスや、基礎的な義務教育の学力さえも享受できていない子どもが存在している。

現在の日本の貧困（貧困率と、その原因） 2

・ 1985年から2009年まで、景気にかかわらず日本の貧困率は上昇をつづけた。

（**政府が福祉削減政策をとったから**）

・ 子どもの貧困率の上昇のペースが、社会全体の貧困率の上昇のペースを上回っている。（例えば、母子家庭に対

する生活保護をなかなか認めないような方針をとったから）

・ 2000年代半ばにおいて、日本の18歳未満の子どもの貧困率は、先進35カ国の中で上から9番目の高さにある。

・ 日本のひとり親世帯に育つ子どもの貧困率は、58.7%と突出しており、OECD諸国の中で最悪である。（子供の

いる世帯の12%がひとり親。そのうち、母子世帯50%以上、父子世帯30%以上が貧困）

・ 日本の貧困の特色は「**ワーキング・プア**」（働いているのに所得が貧困基準を超えない人々）が多いことであり、その背景には**巨大な低賃金の非正規労働層**が存在する。母子世帯の母親の場合、8割以上

が就業しているものの、子どもを抱えての正規就労は難しく、半数は非正規就労である。

・ **親の学歴による貧困率の格差は明らか**。親の学歴が中卒だと、貧困率は45%

・ **親の所得と、こどもの学力はきれいな比例の関係**にあることが実証されている。

こどもの貧困を放置すると何が起こるか

- 人生の中で、貧困リスクが高いのが子ども期であると、その後の**人生に深い爪痕**を残す。
- 相対的貧困の及ぼす悪影響は、**劣等感・絶望感・生活不安を通じたストレス**がもたらす、身体的・心理的影響である。それが、低学力や、低学歴につながり、一生子どもにつきまとう。
- 不登校・児童虐待のリスクは、親が就労・経済問題を抱えていると高くなる。
- 生活保護受給世帯、児童養護施設に育つ子どもたちの、**極端な学力不足**が存在する。
(中学、高校で、九九や簡単な算数ができない)
- 子どもが大学卒・短大卒になる割合は、母親が大卒の場合で66%であるが、母親が中卒の場合は14%しかない。**学歴や職業階層の世代間の継承**の度合いが年ごとに強まっている。
- 生活保護を受けている世帯に育った子どもは、成人となっても生活保護受給者になる確率が高い。
- 欧米の「貧困の社会的コスト」の試算では、貧困者が犯罪をおかすリスクをも考慮し、犯罪者を投獄するための費用までも「コスト」に含めている場合もある。

政府がどういう政策を展開してきたのか（現金給付）

①児童手当（説明略）

②児童扶養手当（説明略）

③生活保護（説明略）

※再分配の逆転現象

再分配・貧困削減機能は先進諸国ではあたりまえのように働いている。国によっては再分配前の貧困率の8割を再分配で削減している。しかしながら、**日本では再分配後の貧困率のほうが、再分配前よりも高い、という逆転が起こっていた**のである。現金給付においては、この子どもの貧困率の逆転現象を解消することを最優先の課題とするべきである。そのためには、**児童手当や児童扶養手当といった現金給付を拡充させることが不可欠**である。

母子世帯の貧困率は突出して高く50%を超えている。父子世帯の貧困率も30%以上と推計されている（内閣府2011）これらの数値は、児童扶養手当や、児童手当も所得に含んだうえでの状況である。生活保護制度からの給付も含めるが、**母子世帯の中で生活保護を受給している世帯は約15.3%に過ぎない**。月額4万円という児童扶養手当の支給額は、児童手当に比べると大きい額に見えるが、母子世帯の所得の現状からすれば、決して十分とは言えない。**母子世帯の就労収入は年間で平均181万円しかなく、年間100万円未満の世帯も9.5%存在する**。これらの所得に児童扶養手当や児童手当を加えて、何とか暮らしを保っているのである。

また、**再分配前の貧困率が悪化している**ことにも留意しなくてはならない。背景にあるのは、**勤労世代、特に、若い子育て世帯における労働状況の悪化**である。この根本的な問題に対処するためには、**非正規労働者の待遇の改善**などの政策によって、労働市場における貧困層の状況を改善しなければならない。

政府がどういう政策を展開してきたのか（現物給付1）

◎親・家庭への支援

出産前

- ・ 父親・母親への出産教室
- ・ 妊婦健診
- ・ 妊婦に対する医療サービスの無料化
- ・ 妊婦に対する栄養プログラム
- ・ 出産費用の無料化

親の就労支援

- ・ 職業訓練
 - ・ 職業紹介（ハローワークなど）
 - ・ 企業への雇用補助金・雇用創出）
- ### その他の親への支援

- ・ 保育所・放課後活動（学童保育）
- ・ 育児相談
- ・ 保健師による訪問相談
- ・ ひとり親世帯などに対する育児サービス
- ・ 医療サービスの提供
- ・ 心身の問題に関する支援
- ・ 薬物依存に関する支援
- ・ 精神疾患などの家族ケア
- ・ 発達障害知的障害などをもつ親への支援
- ・ 母子生活支援施設
- ・ その他貧困者に対する制度一般

◎子どもに対する支援

保育

- ・ 就学前児童に対する保育・教育

障害

- ・ 発達障害児・知的障害児などの早期発見
- ・ 発達障害児・知的障害児等の教育プログラム

健康

- ・ 貧困世帯のための医療扶助制度
- ・ 健康保険料の免除
- ・ 受診料の免除
- ・ 無料健康診断

政府がどういう政策を展開してきたのか（現物給付2）

- ・ 予防接種の実施（学校・保育所等） 金銭的支援
- ・ 特定疾患の治療（ぜんそく等）
- ・ 食育プログラム・虫歯予防プログラム
- ・ **薬物依存の治療および抑制**
- ・ 薬物依存治療プログラム・啓蒙
- ・ **妊娠防止・出産支援**
- ・ 性教育プログラム
- ・ 妊娠・育児と教育の両立支援
- ・ **教育**
- ・ 無料（低額）学習塾
- ・ 少人数学級
- ・ 低学力の子どものための特別学校・補修
- ・ 学校の教育費予算・教員給与の引き上げ
- ・ 教育プログラムの開発
- ・ IT技術の導入
- ・ バウチャー制度（教育費補助）
- ・ 大学奨学金（給与型・貸与型）制度
- ・ **不登校・中退防止**
- ・ 進学指導・個別指導・カウンセリング
- ・ 勉強グループ（Study Group）
- ・ **子どもの生活の支援・「居場所」の確保**
- ・ 放課後プログラム
- ・ 児童館・子ども広場
- ・ ユースセンター・ユースワーカーの設置
- ・ 子どもの電話相談
- ・ 夜に一人になる子供のナイトステイ施設
- ・ メンタープログラム
- ・ 引きこもり支援（防止策を含む）
- ・ **子どもの就労支援・職業訓練**
- ・ 労働法などの教育（労働者として身を守るスキル）
- ・ 学校における就労支援
- ・ インターンシップ 教育と商業訓練の連携
- ・ **とくに厳しい状況にある子どもへの制度**
- ・ 児童養護施設の予算・人員増加 等々

他国の政策で参考になるものはあるのか

- どのような子どもをも対象とする制度（**普遍的制度**）、貧困の子どもを対象を絞っている制度（**選別的制度**）の**いずれを導入すべきかという欧米での議論は、日本でも参考になる。**

どちらが貧困削減に効果があるかということであるが、多数の先進諸国のデータを分析した結果、**普遍的な制度をもつ国ほど、所得格差を縮小することに成功していた**のである。普遍的制度を持つ国の代表はスウェーデン、選別的制度の代表はアメリカである。なぜ、普遍主義の国の方が高い格差縮小の効果を持つのか。その理由は、再分配された富の絶対量である。結局のところ、貧困削減に有効であるかどうかは**一番効いてくるのは、再分配のパイの大きさ**であって、普遍主義か、選別主義かという違いではなさそうである。

- ブレアの「子ども貧困問題根絶宣言」も参考になる。**

ブレア政権の家族政策は、こどもの貧困問題解消を前面に押し出していることが特徴。親たちを就労させ、その**就労によって問題を解決**しようとした。現金給付、税控除による還付、保育・学童サービス、**最低賃金制度**を親の就労を促進する形で導入した。ブレア政権以前はイギリスは長期間子どもの貧困率は長年にわたって上昇していたが、親たちの就労率は上昇し、算数や英語の成績が上昇した。

- 児童養護施設を存続させるべきかという議論も参考になる**

欧米では日本のような集団生活を基本とする児童養護施設は、**現在ほとんど存在しない**。アメリカでは、約7～8割が**里親宅**で、残りが少人数で暮らす**グループホーム**などで子どもたちは生活している。

アメリカにも、かつては集団生活を基本とする施設、いわゆる、孤児院が存在していた。しかし、1909年に当時の大統領ルーズベルトによって開催されたホワイトハウス会議において、次のような有名な結論が得られてからは、孤児院は急速に解体をしていった。

「**家庭生活**とは、**文明化社会の最も重要で洗練された産物だ**。それは、**子どもの個性や情緒というものを形づくる**最も大切な要因だ。子どもたちは、緊急でやむにやまれぬ場合を除いて、そこから排除されるべきではない」

この会議では、**施設でのケアと里親でのケアが比較検討され、できる限り家庭的な場で生活することが必要だと結論づけられています**。もうひとつ、この会議では、子どもたちは家庭が貧困だという理由だけで、家庭から引き離されるべきではないとされています。

政府は今後、どういう政策展開をすべきか

1

★乳幼児期の重視

「どの年齢の子どもを貧困対策の対象とすべきか」という問いにたいしては、諸外国の有識者の中では、すでに答えがはっきりしている。その答えは、**ずばり就学前（0～6歳）**である。その根拠としては、アメリカの調査で判明した、乳幼児期の貧困が、将来的に子どもへの強い悪影響を及ぼすというものがあげられる。

アメリカの経済学者ヘックマンは、スキルはスキルの上に培われるという考えを一貫し、ティーンエイジャーになった時の職業訓練は、それ以前の基礎的学力の上に培われており、**基礎的学力は幼少期の知育の上に培われている**ので、前段階の「基礎」がしっかりと発達していない状態では、それ以上の段階の「投資」をしても効果がないという。

学力や将来の収入などに重要であるのは、学力テストなどで表される**認知能力**のみならず、対人能力・自己規律・粘り強さなどの非認知能力であり、これらは幼児期から成年に至るまでの家庭環境において培われていると主張する。最後に、これらを勘案すると、貧困などの理由によって健全な成長が抑制される家庭環境にある子どもに対しては、**乳児期における介入政策がもっとも効果的**であると結論づける。

★医療のセーフティネットの強化

2008年末には、公的医療保険証を持たない無保険の世帯が全国に33万世帯存在し、そのうち18,240世帯に中学生以下の子どもがおり、無保険状態の子どもの総数は33,000人近いと発表された。子どもの無保険状態については、国も早急な対応をとり、2008年12月11日には「**子ども無保険救済法案（改正国民健康保険法）**」が可決され、2009年4月より施行されている。

無保険の子どもがいなくなったとしても、依然として残るのが**医療費の自己負担**の問題である。ほとんどの自治体は子どもの医療費助成を導入している。しかし、いくつかの自治体では償還払い方式（あとから帰ってくる方式）がとられている。**貧困層においては、医療費を一時的に建て替える余裕がない**ことも多い。お財布に十分なお金がないので、子どもを病院に連れていけないのである。これではせっかくの助成制度の効果がうすれてしまう。

政府は今後、どういう政策展開をすべきか 2

★義務教育の完全無償化

義務教育をまっとうに受けるための教育費は無償化しなくてはならないという点は国民的合意が得られる。筆者が行った一般市民へのグループインタビューでも、給食費や教材費、ノートや筆記用具、絵の具セットや習字セット、修学旅行や校外学習などの費用、PTA会費、クラブ活動費、体操着や上履き代。制服代、リコーダーの費用など、学校生活にかかるすべての費用は、子どもにとって**必要不可欠であるとの意見が全員一致**で合意された。

校内でかかるこれらの費用は、公立の小学校で年間9.7万円、中学校で16.7万円、高等学校では23.8万円である。クラブ活動などを含めたトータルな学校活動を保障するためには、家族の経済状況によってこれらが欠如することがないように政策を打っていかなくてはならない。**現在これらの経費をカバーするための制度が、就学援助費**である。まず、就学援助費は、各自治体が所得制限や支援内容を決定するために、どの自治体も、就学援助費が必要な経費のすべてをカバーしているとは限らない。すなわち、対象者に対しても完全な無償化にはなっていない。2つ目の問題は、就学援助費の所得制限は、生活保護制度の生活保護基準の1.1倍から1.3倍に設定されている自治体が大半であり、わずかな差で受給できない子どもが存在するということである。**義務教育自体は、普遍的制度であるのだから、その一部に選別的制度が組み込まれているのは制度としては整合的ではない。**自治体の財源の問題もあるものの、給食費はもちろん、修学旅行やクラブ活動などは学校生活の一部である。これらは無償化することも考えられる。

★教育のセーフティーネットの強化

定時制高校や通信制教育、そして、夜間中学は、貧困の子どもが教育にアクセスできる最後の砦、セーフティーネット（安全網）である。定時制高校・通信制教育は、日中働く子どもたちのために後期中等教育の機会を提供するものとして制度化された。しかしながら、今日の定時制高校・通信制教育は、「日中は働いているので、普通の高校に行けない」というだけではない、**さまざまな教育困難を抱える子どもたちの教育の場となっている。**過半数の児童は就労しておらず、その多くは、全日制家庭から転入学・編入してきた子、不登校経験者など自立に困難を抱える子、過去に高校教育を受ける機会がなかった生徒らである。**これらの学校は、子どもの貧困対策のターゲティングの対象とするのに最適**である。なぜなら、定時制高校や通信制高校に通う子供の、26.5%は母子家庭、4.9%は父子家庭、保護者が両親以外の生徒も1.6%存在する。

現在、定時制高校には、約11.2万人、通信性教育には約19万人の生徒が在籍している(2012年度)。すべての高校の在籍生徒数は約355万人なので、そのうち定時制高校に属する生徒は3%、通信性教育の生徒は5%である。

しかしながら**現状をみると、定時制高校の学校数は大幅に削減されている。**2004年には全国で814校であったのが、おの8年後の12年には681校と、133校が統廃合されている。しかも、この間に、**定時制高校の生徒数は増加している**のである。「教育の最後のセーフティーネット」としての定時制高校や通信性教育をいかに機能させるかが問われている。

スクール・カウンセラーなど専門スタッフによる相談、**支援へのアクセス**の充実、学校外の相談。**支援機関との連携の促進、教育¹¹の資質・能力の向上**などが課題である。

政府は今後、どういう政策展開をすべきか 3

★教育から就労への移行支援

次に考えたいのが、**教育と就労の接点**である。貧困層の子どもたちの多くは未成年の段階で教育制度から離れ、労働市場に放り込まれる。子どもの貧困に対する政策を立案するにあたって、いかに**長く子どもたちを教育制度に留めておく**かという視点とともに、いかに教育から就労への移行をスムーズに行い、**労働市場におけるよりよいポジションに落ち着かせる**かという視点も同様に重要である。

こどもと社会人の狭間にある層への公的な支援は、日本においてはかなり手薄であったが、2000年代に入ってから急速に厚みがでてきている。そのきっかけは、いわゆる「ニート問題」である。ニート（NEET）とは、「Not in Education, Employment or Training」の略で、教育課程にも在籍せず、就労もしていない若者のことを指す（厚生労働省においては「15歳から34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者」と定義している）。

ニート問題への対応としては、**ヤングジョブスポット**、**若者自立塾**、若者のためのワンストップサービスセンター（通称**ジョブカフェ**）などの政策がとられてきた。なかでも代表的なものは、厚生労働省が、2006年度からモデル事業を始め、08年度から事業化している**地域若者サポートステーション**（通常サポステ）事業である。

サポステは**15歳から39歳の若者**に対し、アウトリーチ（学校内での窓口の設置、家庭訪問など）、相談、キャリア開発（マッチング、職場体験、職業紹介など）、保護者相談、生活支援事業（生活リズム、集団生活などの訓練）など、**多彩な支援を行う機関**である。現在、全国に160か所のサポステが存在しており、2011年度における年間の延べ来訪者数は45万人、就職、職業訓練、進学などの進路決定者数は1万2000人と、着実に実績を上げている。サポステの来訪者は、必ずしも中卒、高校中退などの低学歴の者だけではないが、サポステを子ども貧困対策のひとつとして位置付けることは可能であろう。

政府は今後、どういう政策展開をすべきか 4

★雇用する側への働きかけ

これは、サポステの範疇を超えるが、**雇用を受け入れる側への支援**も視野に収めるべきであろう。たとえば、**インターンシップ**などの制度の普及や、**発達障害などの理解を求めて雇用を促す支援**（マニュアル配布）によって、企業が若者や障害を抱える人材を雇うことのハードルを低くすることを考えるべきである。また、これは若年層の労働者に限らず、すべての労働者にかかわることであるが、**職場環境の改善の必要性**を掲げておきたい。職場でのいじめの問題、精神疾患などを抱える労働者の職場復帰や就労継続の問題、長時間労働、「ブラック企業」、非正規労働者の高い貧困率、過労死など、労働市場の底辺にいる人々の貧困対策というにはあまりにも大きい問題ではあるが、**子どもたちが社会人となっていく「出口」のソリューションがなければ、いくら子どもへの支援を手厚くしても「貧困の連鎖」は止められない**であろう。

★労働法・社会保障制度の知識

子どもたちをシビアな労働市場から守る施策も必要である。いまの子どもたちは、まったく無防備な状況で労働市場に投げ込まれていると言わざるを得ない。労働法や社会保障制度などについて、自分の身を守る最低限の知識を学校教育の中で徹底させることが不可欠である。まず必要なのは、どのような場合に自分の権利が侵害されているのかを認知するための知識である。**労働者としてどのような権利があるのか、どのような働かされ方は違法なのか、自分が支援を求めべき状態であることがわかる**というのは、実はそれほど簡単ではない。次に、**問題が起こった時に、どのように対処すればよいのかの知識**である。セクハラやパワハラにはどう対処すればよいのか、誰に相談すればよいのか、生活に困窮したらどこに行けばよいのか。**労働法や社会保障制度の基礎的な知識は、できれば小中学校から段階的に教えていくべき**である。

政府は今後、どういう政策展開をすべきか 5

★住宅政策の充実

慶応義塾大学教授、経済学者の山田篤裕氏は、「日本以外の多くの国では、**手厚い家族給付**（給付付き税額控除を含む）および**住宅給付（公的家賃補助）**が社会補助とは別途存在しており、社会扶助を強力に保管する役割を果たしている」と指摘。

聖学院大学人間福祉学部客員准教授 藤田孝典氏は、「2013年における日本の全住宅のうち、公営住宅は3.7%、公社・URが1.6%、社会住宅に相当する割合は合計でわずか5.3%となっており、公営住宅では若者を受け入れる体制は整備されていない。日本の少子化対策や若者の救貧対策に、住宅政策がほとんど入っていないことは驚くべきこと」と指摘

大分大学准教授の川田菜穂子氏は「住宅支援給付の受給率の低いイタリア、スペイン、日本など若者の住宅手当がほぼ存在しない特殊な国では、彼らが親元から独立できないために、合計特殊出生率も低くなっている」と指摘。

すなわち、若者が住宅を必要としていることは、すでに周知の事実であり、少子化対策のためにも、救貧政策のためにも住宅扶助が重視されるべきである。

自治体、NPOの活動

●子どもの貧困対策法第9条には、都道府県は子どもの貧困対策計画を策定することが努力義務として定められているが、東京都は唯一対策計画策定の予定なしとしている。東京都2020実行プランには、これまで述べてきた施策で含まれていないものも多い。

●それよりも、**足立区**や、さまざまなNPOが行おうとしている、**貧困状態にある子どもたちを社会的に包摂しようとする動き**を紹介したい。2016年6月8日には、161の市町村自治体の首長が集まる「**子どもの未来を応援する首長連合(子どもの貧困対策連合)**」が設立された。足立区では2014年1月の対策法制定をうけ、同年8月に**子どもの貧困対策本部**を設置した。翌年を「**子どもの貧困対策元年**」と位置づけ、**子どもの貧困対策担当部**を設置し、全庁的な推進体制を整備している。足立区は、他自治体と比較すると、**生活困難状態にある子どもを早期に発見する仕組み**が充実している。また、足立区では、**子どもの貧困と健康状態との関係を明らかにすべく、「子どもの健康・生活実態調査」を実施**している。

●**NPO等非営利団体**も、様々な形で子どもの貧困問題に取り組んでいる。**NPO法人Learning for All**は東京都葛飾区・墨田区を中心に**無料の学習支援**を行っている。この団体の特色は、ボランティアが50時間の研修を経て指導にあっていることである。2016年には同団体も加盟する全国子どもの貧困・教育支援団体協議会が設立された。

●次に、「**子ども食堂**」事業を紹介したい。子ども食堂とは、週に一回程度の頻度で、低価格又は無料で、子どもとその保護者に対し、温かい食事を提供するサービスである。**NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク**は子ども食堂事業を展開する団体として最も有名である。子ども食堂の分野でも、「**こども食堂ネットワーク**」が組織されている。

●2016年5月に日本財団とベネッセホールディングによる「**子どもの貧困対策プロジェクト**」が始動した。本プロジェクトでは、主に就学前から小学校低学年の子どもを対象に、「**家でも学校でもない第三の居場所**」となる拠点を全国各地に100か所設置し、子どもたちの将来の自立を促していく。「第三の居場所」が作られた背景には、貧困の背景に、「**関係性の貧困**」が存在するからである。**子どもたちが信頼できる誰かと過ごすことができるための場所を提供**しようとするのだ。拠点では、**生活習慣の形成と読書プログラム**を行い、子どもたちの発達段階に応じて**基本的信頼、自律性、積極性・自主性、勤勉性**を育ていく予定である。成果として**高校進学率を上げる**ことも考えている。

貧困の克服と社会による包摂 1

- 食べるものも着るものもないという絶対的な貧困と異なり、日本の貧困はそれと認識しにくい。それでも相対的貧困が重大な問題なのは、貧困状態に置かれた人間は、**社会の中で劣等感・絶望感・生活不安を感じ**、強いストレスによる、**身体的、健康的な悪影響**を受ける上に、**社会的孤立に陥る**からである。人間は、子ども時代だけでなく、人生のすべての時期において、社会の中で適切な役割を与えられ、社会に包摂されなければ、幸せにはなれない存在なのだ。そこで、保育期、学童期だけでなく、企業社会の中でも、そして市民社会の一員としても、**全ての人に居場所がある、そんな社会づくり**をしなくてはならない。**すべての市民を裕福にすることはできない。**しかし、全ての人が裕福でなくても、**全ての人が社会に包摂されている。そんな社会をつくることは可能**である。
- そのような社会をつくるために、まず第一にしなくてはならないのが、**子どもと接する大人たちへの教育・支援**である。学校の教師や保育士など、日常的に子どもと接する職にある人たちにおいても、「貧困」という事象を理解していない人が多い。こどもの6人に一人が相対的貧困であるという事実さえも知らない教師や保育士が多い。**教師や保育士、児童館職員など子どもと直接接する対人援助職の養成課程において、貧困の実体と背景などをきちんと教えていく必要がある。**また、**基本的な家族への支援のオプション、他の社会資源とのつながり方などを、養成過程および研修などで繰り返し周知徹底していく必要がある**だろう。社会が本来持つべき**子どもたちに対する愛を、実際に彼らに注げるのは周りの大人たちであるから**である。
- **現在、小中学校においては比較的、貧困、社会的疎外の問題は表面化していない。**これに見習い、義務教育の時期と同じく、**保育期においても**、何らかの形で（例えばフランスの保育学校）子供が母親以外の人の目に触れる場をできるだけ多く作る必要があるだろう。**高校時代も**、定時制高校や通信性教育も含めてであるが、全ての生徒に教育者の目が届くようにしなくてはならない。そして、人間は、**高校を卒業しても**、よしんば大学に通うことが出来なくても、学び続けることにより、社会とかわかっていく存在である。それを様々な形で支援するために、現在でも専門学校や放送大学、さまざまな通信講座があるし、あるいは神戸市が行っているような**市民大学のシステム**の中で、人は学び、自らの勤め先を超えた社会との接点を持ち続けることが可能である。さらには、**ジョブカフェ、サポステと自治体の起業支援事業**、そして**市民大学の参加者**などを組み合わせて、**地域として若者の生活と仕事を支援していく仕組み**があってもいいだろう。

貧困の克服と社会による包摂 2

- そして、**企業社会が人間の包摂をもっと意識**しなくてはならない。現在の日本社会は、終身雇用制度が崩れ、社員の中にも、正社員のほかに、非正規雇用として期限付き、パート、アルバイト、派遣などさまざまな雇用形態の差異が生まれ、それぞれがまるで身分のように社内を分断している。また、それぞれの企業が複雑な上下関係で縛られ、まるで**身分の網の目が社会に張り巡らされているような息苦しさを感ずる社会**になっている。この問題の解決のためには、**最低賃金の引き上げ**と、**同一労働同一賃金の徹底**、あるいは**労働組合の再構成**によって、労働者間の分断を埋めていかなくてはならない。そして、所属する組織による身分格差、という感覚を変えていかなくてはならない。（日本人の特殊な感覚であるという認識が必要である。）
- そして、**市民社会への包摂**である。消費の側面でも、所得格差により社会が激しく分断されている。そのような社会の側面だけを頭において、子どもたちを貧困から救えといっても現実的には不可能だろう。だからこそ、社会には**誰でもが平等に参加できる祭り**や**スポーツ**の祭典が必要だし、**音楽**や**芸術**、さらには**科学**や**宗教**など、**社会の階層を乗り越える価値がたくさん必要**なのだ。社会人だけでなく、子どもたちが沢山の幅広い価値観を知ることによって、つまり、**知識の習得によって、社会の檻から、自らを開放し、より大きな市民社会に包摂されるのだ**。

貧困の克服と社会による包摂 3

- そして最後に社会への包摂のもっとも大切な部分が、政治、政策立案活動であり、**政治過程への包摂**であることを忘れてはならない。社会の中にある思いやアイデア、良い考えを、全ての社会的垣根を乗り越えて集約していく作業が政治の中で行われなくてはならない。
- この過程が、誰にでも説明でき、そして市民からの視点で運営されるように、さまざまな工夫が必要である。**重要な決定の前にシンポジウムを前置した**市長もいたが、そのような試み、あるいはさまざまな政策塾で行われている**政策立案活動**、このような試みこそが、**社会の分断を癒し、多くの人の思いを包摂していく、大切な役割を果たす**のではなからうか。
- そして、**だれでもが包摂される、大切にされる政治であればこそ、社会の貧富の格差が縮小するように社会保障システムも改善**されてゆき、**その結果として金銭的にも貧困の再生産が防がれる**と考える。
- そして最後の最後、人々の社会での居場所、包摂の話をした、この時に、**現実社会の子どもたちの居場所、家庭を守るために、住宅に対する扶助をまず第一に行うべきだ**と重ねて主張して、このレポートを終わる。